

青森県報

第二千五百六号

平成十七年
七月二十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……三
- 道路の供用の開始……………(同) ……三
- 豪雪地帯対策特別措置法による町道に関する工事の施行……………(同) ……三
- 過疎地域自立促進特別措置法による町村道に関する工事の施行……………(同) ……四

公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活政策課) ……四
- APR形警察移動通信システムの購入に係る一般競争入札……………(警察本部会計課) ……四

正 誤

- 平成十七年七月一日定例目次中……………(総務学事課) ……七
- 平成十七年七月一日定例告示中……………(健康福祉政策課) ……七
- 平成十七年七月十三日定例公告中……………(経営支援課) ……八
- 平成十四年五月十三日号外第四十八号出先機関中……………(農村整備課) ……八

告 示

青森県告示第六百二十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十七年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

実施期日	実施場所	検査対象区域
平成十七年 八月二十三日 午前十時から 午前十一時三十分まで	焼山「市民の家」前	十和田市
午前十一時三十分から 正午まで	十和田湖小学校	
午後二時から 午後三時まで	沢田悠学館	十和田市
午後九時三十分から 正午まで	八甲田農業協同組合 十和田湖支店	
八月二十五日 午前十一時から 正午まで	六戸町役場車庫	六戸町
八月二十六日 午後一時から 午後三時まで	六戸町役場車庫	六戸町
午後九時三十分から 正午まで	おいらせ農業協同組合 七百出張所	
八月二十九日 午前九時三十分から 正午まで	大浦地区学習等供用施設	六戸町
午後一時から 午後三時まで	大浦地区学習等供用施設	
八月三十日 午前十時三十分から 正午まで	大浦地区学習等供用施設	六戸町
午後二時から 午後三時まで	大浦地区学習等供用施設	
八月三十一日 午前十時三十分から 正午まで	東北町役場裏車庫	東北町
午後二時から 午後三時まで	東北町役場裏車庫	
九月一日 午後二時から 午後三時まで	農村環境改善センター	東北町

九月二十日	午前十一時三十分から 午後三時まで	荒屋平精米所	七戸町
九月十六日	午前十一時三十分から 正午まで	七戸町役場裏車庫	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	榎林集会所	七戸町
九月十五日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後二時から 午後三時三十分まで	とうほく天間農業協同組合 坪地区倉庫	七戸町
九月十四日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後二時から 午後三時三十分まで	下田町農業協同組合 北部事業所	下田町
九月十三日	午前十時三十分から 正午まで		
九月九日	午後九時三十分から 午後十一時三十分まで	下田町	下田町
"	午後一時から 午後三時まで		
九月八日	午前九時三十分から 正午まで	百石町役場第二駐車場	百石町
"	午後一時から 午後三時まで		
九月七日	午前九時三十分から 正午まで	ももしし農業協同組合 一川目事業所	百石町
"	午後三時から 午後三時三十分まで		
九月六日	午前十一時三十分から 正午まで	二川目地区生活会館	百石町
"	午後二時から 午後三時三十分まで		
九月二日	午前十一時三十分から 午後三時まで	千曳地区学習等供用センター	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	中央公民館	

"	午後三時から 午後三時三十分まで	馬門公民館	横浜町
十月四日	午前十一時から 正午まで	有戸地区学習等供用センター	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	横浜町役場前	横浜町
九月三十日	午前十一時から 正午まで		
"	午後二時から 午後三時三十分まで	百目木川崎精米所	横浜町
九月二十九日	午前十一時から 正午まで		
"	午後三時から 午後三時三十分まで	中央公民館	六ヶ所村
九月二十八日	午前九時三十分から 正午まで	泊地区公民館	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	室ノ久保中学校	六ヶ所村
九月二十七日	午前十一時から 正午まで	六ヶ所村役場平沼支所	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	倉内地区集会所	六ヶ所村
九月二十六日	午前十一時三十分から 午後三時三十分まで	千歳平地区公民館	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	七戸庁舎車庫	七戸町
九月二十二日	午前十一時から 正午まで		
"	午後二時から 午後三時三十分まで	山谷栄助精米所	七戸町
九月二十一日	午前十一時から 正午まで		

十月五日	午前十時三十分から 正午まで	町立体育館	野辺地町
"	午後一時から 午後三時まで		
十月六日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後二時三十分まで		

1	国 道	四五四号	八戸市大字尻内町字渡ノ葉二三の七から 八戸市大字尻内町字根岸河原一二の一まで			変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			後	後	前		八一・〇〇メートルから 二五・五〇メートルまで	一、〇七〇・〇〇メートル		
							六一・五〇メートルから 二五・五〇メートルまで	一、〇七〇・〇〇メートル		
							六一・五〇メートルから 二五・五〇メートルまで	一、〇七〇・〇〇メートル		

青森県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年八月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年八月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 三三三九号	五所川原市字下平井町二七の一から 五所川原市字下平井町五二一まで 五所川原市字下平井町三八の一四から 五所川原市字下平井町六四の一まで	平成一七・七・三

青森県告示第六百二十六号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十三年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により、次のとおり町道に関する工事を行うので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項前段の規定により告示する。

平成十七年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
町道二二号線	南津軽郡平賀町大字尾崎字木戸口一六二の二から南津軽郡平賀町大字尾崎字浅井二〇二の三まで	改築（道路改良）	平成二七・七三〇

青森県告示第六百二十七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり町村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成十七年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
中村長平線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字下栄一六の二から西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町上清水崎二〇の六八まで	改築（道路改良）	平成二七・八一
福浦川目線	むつ市川内町字福浦山一の一福浦山国有林八二八林班ろ小班から下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一縫道石国有林八三一林班ほ小班まで	"	二七・九一
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の七	"	二七・八一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十七年七月十三日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グラウンデッサ

- 三 代表者の氏名
山口 明

- 四 主たる事務所の所在地
青森市大字新田字忍一の二

- 五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の生活における公園や広場、緑地等の果たす役割の重要性について、調査研究、企画提案、普及啓発等の事業を行うことにより、市民、企業、行政、専門家が協働したまちづくりの活動の促進に寄与し、ひいては、全ての人の豊かで健全で安全な地域社会の構築に貢献することを目的とする。

APR形警察移動通信システムの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

- APR形警察移動通信システム移動無線機 一七二台
- APR形警察移動通信システムオートバイ無線機 三九台

- 二 納入期限
平成十八年三月十七日

- 三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号（物品等の競争入札参加資格）、平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十七年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課用度係

電話 〇一七 七三三 四二二一（内線二四三）

2 入札書の提出期限

平成十七年九月一日 午後三時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 一階会議室

(二) 日時

平成十七年九月二日

なお、時間は入札説明書による。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

九の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 証明書及び購入物品に係る製作仕様書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書提出期限の七日前までに青森県警察本部長に提出し、審査を受けなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書提出期限の七日前までに青森県警察本部長に提出し、審査を受けなければならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の説明並びに内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Police Mobile Communications System

Mobile Radio Set 172sets

(2) Police Mobile Communications System

Mobile Radio Set for Motorcycle 39sets

2 Time limit for tender:

3:00 P.M. September 1, 2005

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

JAPAN

TEL 017-723-4211 (EXT. 2243)

平成十七年 第二四九七号		発行年月日 発行番号																			
告示		区分																			
第六号		番号																			
四		ページ																			
下		段																			
表		行																			
<table border="1"> <tr> <td>バン ド エ ー 社 株 式 会 社</td> <td>名 称</td> <td>居 宅 介 護 事 業 者</td> </tr> <tr> <td>弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三</td> <td>主 たる 所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪 問 介 護</td> <td>類 事 業 の 種</td> <td>居 宅 介 護</td> </tr> </table>		バン ド エ ー 社 株 式 会 社	名 称	居 宅 介 護 事 業 者	弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三	主 たる 所 在 地		訪 問 介 護	類 事 業 の 種	居 宅 介 護	<table border="1"> <tr> <td>エ ー ス フ ー ド エ ー 社 株 式 会 社</td> <td>名 称</td> <td>居 宅 介 護 事 業 所</td> </tr> <tr> <td>弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三</td> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> </table>		エ ー ス フ ー ド エ ー 社 株 式 会 社	名 称	居 宅 介 護 事 業 所	弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三	所 在 地				
バン ド エ ー 社 株 式 会 社	名 称	居 宅 介 護 事 業 者																			
弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三	主 たる 所 在 地																				
訪 問 介 護	類 事 業 の 種	居 宅 介 護																			
エ ー ス フ ー ド エ ー 社 株 式 会 社	名 称	居 宅 介 護 事 業 所																			
弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三	所 在 地																				
<table border="1"> <tr> <td>バン ド エ ー 社 株 式 会 社</td> <td>名 称</td> <td>居 宅 介 護 支 援 事 業 者</td> </tr> <tr> <td>弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三</td> <td>主 たる 所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ ー ス フ ー ド エ ー 社 株 式 会 社</td> <td>名 称</td> <td>居 宅 介 護 支 援 事 業 所</td> </tr> <tr> <td>弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三</td> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> </table>		バン ド エ ー 社 株 式 会 社	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者	弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三	主 たる 所 在 地		エ ー ス フ ー ド エ ー 社 株 式 会 社	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三	所 在 地		<table border="1"> <tr> <td>エ ー ス フ ー ド エ ー 社 株 式 会 社</td> <td>名 称</td> <td>居 宅 介 護 支 援 事 業 所</td> </tr> <tr> <td>弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三</td> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> </table>		エ ー ス フ ー ド エ ー 社 株 式 会 社	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三	所 在 地	
バン ド エ ー 社 株 式 会 社	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者																			
弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三	主 たる 所 在 地																				
エ ー ス フ ー ド エ ー 社 株 式 会 社	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所																			
弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三	所 在 地																				
エ ー ス フ ー ド エ ー 社 株 式 会 社	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所																			
弘 前 市 大 字 西 城 北 二 丁 目 六 の 三	所 在 地																				

平成十七年 第二四九七号	発行年月日 発行番号
目次	区分
一	ページ
上	段
後ろ から	行
居宅介護事業所	誤
居宅介護支援事業所	正

総務学事課

正
誤

健康福祉政策課

平成 ^四 ・ ^五 ・ ^三 号外第四八号	発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行		
			三	上	表中	"	
						"	
						"	誤
						字山崎二二二	
						"	
						"	
						"	正
						字坂元六六の三	

農村整備課

平成 ^七 ・ ^七 ・ ^三 第二五〇二号	発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行		
		公 告	六	上	ら後ろか ハ	一八六	誤
						一六八	正

経営支援課

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一 号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目 番七七号 東奥印刷株式 会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一 銭